

受験資格の特例について②

(法附則第2条第1項第3号及び同項第4号の省令で定める大学における科目)

法第7条第1号及び第2号の省令で定める科目

I	①公認心理師の職責
	②心理学概論
	③臨床心理学概論
	④心理学研究法
	⑤心理学統計法
	⑥心理学実験
II	⑦知覚・認知心理学
	⑧学習・言語心理学
	⑨感情・人格心理学
	⑩神経・生理心理学
	⑪社会・集団・家族心理学
	⑫発達心理学
	⑬障害者(児)心理学
III	⑭心理的アセスメント
	⑮心理学的支援法
IV	⑯健康・医療心理学
	⑰福祉心理学
	⑱教育・学校心理学
	⑲司法・犯罪心理学
	⑳産業・組織心理学
V	㉑人体の構造と機能及び疾病
	㉒精神疾患とその治療
III	㉓関係行政論
	㉔心理演習
	㉕心理実習(80時間以上)

法施行日前に大学に入学した場合

①と③を除いた23科目をその類似性からI～Vの5つに分類し、それぞれについて定めた科目(合計12科目以上相当)を修めている場合に、法附則第2条第1項第3号又は同項第4号に該当するものとする。

※①及び③は、公認心理師特有の科目と考えられ、法施行日において、相当する科目を開講している大学は少ないと想定されるため、修める必要のある科目としない。

- I(②～⑥):心理学基礎科目
→ 3科目以上相当を修める
- II(⑦～⑬):心理学の基本的理論に関する科目
→ 4科目以上相当を修める
- III(⑭、⑮、⑳及び㉑):心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての基本的理論及び実践に関する科目
→ 2科目以上相当を修める(ただし㉑については時間を問わない)
- IV(⑯～㉒):主な職域における心理学に関する科目
→ 2科目以上相当を修める(ただし、⑯を心理学関連科目(V)として修める場合、主な職域における心理学に関する科目(IV)として⑰～㉒から2科目以上相当を修める)
- V(㉓、㉔):心理学関連科目
→ ㉓又は㉔に相当する科目を修める(⑯に相当する科目を修めた場合も可)

公認心理師の経過措置に伴う読替科目【学部】

大学における必要な科目		神奈川大学人間科学部における科目名
	1 公認心理師の職責	(対応する科目なし)
I	2 心理学概論	心理学概論, 心理学 I, 心理学 II, いずれか
	3 臨床心理学概論	臨床心理学 I, 臨床心理学 II, いずれか
	4 心理学研究法	心理学研究法 I と心理学研究法 II
	5 心理統計法	心理学統計法 I と心理学統計法 II
	6 心理学実験	心理学基礎実験 I と心理学基礎実験 II
	II	7 知覚・認知心理学
8 学習・言語心理学		(対応する科目なし)
9 感情・人格心理学		(対応する科目なし)
10 神経・生理心理学		認知神経科学
11 社会・集団・家族心理学		社会心理学 I, 社会心理学 II, 家族心理学, 応用社会心理学, いずれか
12 発達心理学		生涯発達心理学 I, 生涯発達心理学 II, いずれか
13 障害者・障害児心理学		臨床発達心理学
III	14 心理的アセスメント	人格心理学
	15 心理学的支援法	心理療法 I, 心理療法 II, いずれか
IV	16 健康・医療心理学	健康心理学, スポーツ心理学, いずれか
	17 福祉心理学	高齢者障害者福祉心理学
	18 教育・学校心理学	児童心理学
	19 司法・犯罪心理学	犯罪心理学, 被害者心理学, いずれか
	20 産業・組織心理学	組織心理学
V	21 人体の構造と機能及び疾病	スポーツ医学, 人体生理学, 解剖学, バイオメカニクス, いずれか
	22 精神疾患とその治療	精神医学
	23 関係行政論	(対応する科目なし)
III	24 心理演習	(対応する科目なし)
	25 心理実習	(対応する科目なし)